

遊技場に配慮し妥協

弘前市たばこ指針を了承

弘前市が策定を目指す

「市たばこの健康被害防止対策の指針」について、有識者や関係団体などで組織する協議会（会長・中路重之弘前大大学院医学研究科教授）は12日、弘前市民会館で会議を開き、遊技業団体などに配慮した新たな修正案を全会一致で了承した。市は8月10日の経営戦略会議で正式決定し、広報やホームページなどで周知

する。

指針は大学や駅、職場、宿泊施設、飲食店などのほか、パチンコ店を含む娯楽施設の全面禁煙（敷地内禁煙または建物内禁煙）を指している。

しかし、指針の文言をめぐり、これまでの協議会で委員から異論が出たほか、前回合合で全面禁煙を「将来的に目指すことが求められる」と弾力性を持たせた

文言案も示されたものの、遊技業団体の了解は得られなかった。

12日提示された新たな修正案は、娯楽施設のうちパチンコ店などについて、全面禁煙が極めて困難な場合「利用者ニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じることが望まれる」とする注釈を加えた。中路会長は協議会で「全会一致にこだわり、何とか

妥協点を見いだした。今後団結して取り組むことが大切」と呼び掛けた。修正案は遊技業団体も内諾しているという。

指針はこのほか、保育所・幼稚園など児童施設や小中学校、医療機関が最も厳しい「敷地内禁煙」、官公庁の施設は「敷地内禁煙または建物内禁煙」を目指す。法的拘束力はないが、竹内守健康福祉部長は協議会終了後「市が模範を示し、少なくとも市の設置する建物内では、段階的にたばこを吸えなくなるようにしたい」と話した。

（鎌田秀人）